

も出てきましたが、いろんな分野で小さな拠点としての期待が高まっていると思います。ぜひ職員が働きやすい環境づくりに今後ご支援いただければと思ったところであります。

レベルアップを図り、期待に応えられる職員を目指さなければという職員もいますので、ぜひこういった方向でほかの職員も向かえるようによろしく願いして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございます。

浅野敏明議員の質問

○内谷邦彦議長 次に、順位4番、議席番号11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 4番目になります。共創長井の浅野です。本日は、大きく3点の質問を行いますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

1番目の質問は、景観まちづくりについてご質問します。

地域の歴史、文化、風土に根差した美しい景観に対する関心の高まりを受けて、平成16年に景観法が制定されました。この景観法に基づいて、本市は平成19年5月に景観行政団体となり、平成23年7月には、長井市景観計画を策定して、本市の景観づくりの基本理念、基本目標や基本方針を設定し、景観法を活用した実効性のある取組方法などを示しました。

景観計画区域は、長井市全域を指定し、まちなみ地域、散居地域、東山地域と西山地域に区分しています。

その基本方針では、本市は、自然環境、歴史的建造物や農村風景などの景観を保全し、昔ながらの風景と現代的な風景の共存をするための取組を行い、「水と緑のと花のながい」として

豊かな自然環境の保全を目指すとしています。

また、基本目標では、景観形成の基本理念に基づいて、自然、歴史、都市、田園と生活が一体となった景観形成を行い、美しい自然環境を守り、歴史的空間を保全・活用するとともに、居心地のよい市民生活の空間を構築し、ゆったりとした憩い空間や歩行空間を築くことを目指すとしています。

平成23年7月からは、長井市景観条例の施行に伴い、景観法に基づく新たな届出制度を運用しています。届出制度とは、景観法に基づく景観行政団体として、あらかじめ市が届出を必要とする届出対象行為を定め、建築物の新築など、工作物の新設などや開発行為に着手する前に、その計画内容について届出を行い、景観形成基準に適合しているかどうか審査する制度になっています。審査の結果、届出のあった計画内容が景観計画に適合しないと判断した場合は、設計変更、その他の必要な措置を取る旨の勧告、または変更等の命令を行うことになっています。

まず、これまで景観法に基づく、令和2年度から令和6年度までの5年間における対象行為の届出件数の資料を見ますと、景観重要地区を除く、景観計画区域内の建築物の新築や改築等の届出件数は7件、工作物の新設や土地の形質などの届出件数では、市内全域で29件の届出件数になっています。

これまで、景観計画に適合しないと判断し、設計変更などの勧告を行った件数や申請者において中止、または変更した件数について建設課長にお尋ねします。

あわせて、景観法に基づく対象行為の届出件数は実態より大分少ないのではないかと思います。景観法に基づく届出が必要になる対象工事などについて広く周知されていないのではないかと思います。建設課長のお考えをお尋ねいたします。

○内谷邦彦議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 本市では、これまで届出のあった対象行為について、景観計画に適合しないと判断し、勧告を行った事例はありません。

長井市景観条例では、勧告や変更命令を行う際は、あらかじめ景観審議会の意見聴取が必要とされていますので、審議会の審査部会を開催し、届出者や設計者にも同席を求めて、届出内容等の説明をしていただいています。その中で部会の要望事項があれば口頭で伝え、審議結果通知文書にも、設計内容等に対する改善要望を記載するなど、適合の場合でも、より景観に配慮した対応を取っていただくようお願いをしています。

また、申請者からの申請の中止、変更の状況については、過去5年間で中止はございません。変更は9件でございますが、いずれも景観計画不適合によるものではなく、面積の変更や工期延長といった申請者側の都合によるものです。

続きまして、景観法に基づく届出の周知でございますが、届出制度については、景観に影響を及ぼす行為に対し適切な助言を行うためにも、特に直接関係する建築、土木関係業者への周知が重要であると考えています。

そのため、建築確認の事前調査など、各種手続の際に、窓口で届出の必要性を個別にお知らせするほか、各法令手続の中で対象案件を把握した場合にも、職員から届出を促す対応を取っています。市報やホームページでも景観審議会の活動報告と合わせて届出制度について掲載し、周知に努めているところであり、今後も継続して取り組んでまいります。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

建築行為等については、建築確認等である程度把握できますが、土木、盛土、切土関係はなかなか把握できないのではないかと思います。今後、そういった周知の方法をぜひ検討していただければと思います。

良好な景観形成を図るために、市内に点在する景観資源の保全と活用する上で、道路や鉄道の車窓から眺めることができる景観重要建造物と景観重要樹木を指定するとしていますが、これまで指定がされていないようです。

本市には、県指定の文化財、国の登録有形文化財や、国・市指定の天然記念物が数多くあります。まちなかのフットパスコース沿いにも点在しており、特にまちなかの歴史的建造物や主要な古木などを景観重要建造物や景観重要樹木として指定すべきではないかと思いますが、建設課長のお考えをお尋ねします。

○内谷邦彦議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 景観重要建造物や景観重要樹木は、地域の自然、歴史、文化等から見て、外観や樹容、つまり樹木の高さ、枝ぶり、幹の太さなどですが、こういったものが景観上の特徴を有し、景観形成に重要と認められるものを市が景観法に基づき指定する制度でありまして、重要文化財や天然記念物等、文化財保護法の規定により対象外にはなりますが、県内にも幾つかの指定事例があり、それぞれ地域の景観をつくるためのランドマークとして活用されているところです。

一方で、指定されると、条例で定める基準に沿った管理義務が課せられ、建物の移転や除去、修繕等の外観の変更等にも規制が課せられます。よって、指定に当たっては、個人所有の場合、所有者のご理解とご協力が必要になりますので、制度活用については、様々な事柄を総合的に勘案して検討してまいりたいと思います。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 まちなかのまち歩き観光などにも、そういった重要建造物、重要樹木に指定されるということは大きなポイントになるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、道路、河川、水路、公園などの公共施

設も景観を構成する重要な要素であり、景観を重要視した景観重要公共施設として指定するとしていますが、これまで指定がされていないようです。

本市の水路網は、本市特有の豊富な流量と水質で、梅花藻の繁茂を見ることができます。そのような小河川や水路を保全する上でも、景観重要公共施設として指定すべきではないかと思いますが、建設課長のお考えをお尋ねします。

○内谷邦彦議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 議員からのご指摘のとおり、本市の小河川、水路は、本市独自の景観、観光資源であり、景観重要公共施設として指定する価値があると考えますが、一方で、豪雨時の氾濫や安全性の観点から管理に制約があるため、指定の可否も含めて、施設管理者や関係部署と十分に協議し、影響を整理した上で慎重に検討をしてみたいと思います。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 今後ぜひ検討を進めていただければと思います。

次に、景観計画区域内において、ストーリー性のあるエリアに重点を置き、良好な景観を形成する必要から、積極的に取り組むため、景観重要地区として指定し、具体的で実効性の高い景観づくりを展開するとして、本町・栄町周辺地区を景観重要地区に指定し、本市市街地における成り立ちの基となる町場を宮区域、小出区域と最上川区域を含め、重要文化的景観区域を指定しています。

景観重要地区における過去5年間の対象行為の届出件数は、建築物の新築などで7件になっています。これまで設計変更などの勧告や行政指導を行った件数と事例について建設課長にお尋ねいたします。

あわせて、景観重要地区や文化的景観区域内における景観に関する啓発など、これまでの取組についても建設課長にお尋ねします。

○内谷邦彦議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 これまでに景観重要地区において勧告や行政指導を行った事例はございません。

景観重要地区、それから重要文化的景観区域内における景観に関する啓発でございますが、景観計画策定直後には、広く景観づくりについて知っていただくために、景観形成区域となる市全域を対象に景観セミナーや景観フォトコンテストを実施するなど、景観づくりの普及啓発に取り組んできました。

景観重要地区である本町・栄町エリアにおいては、都市計画道路桐町成田線の整備に合わせて、新築、改築の際の色彩や位置などを制限する景観形成基準をつくりましたので、沿線の皆様に基準を守って建築いただくように、まちづくり協議会の活動等を通して周知してまいりました。

また、重要文化的景観区域については、同区域で重要文化的景観の施策を進める観光文化交流課において、町場の水の歴史や史跡を学ぶワークショップ、写真パネル展の開催などを通じ、地域の文化的景観に対する理解促進を図っているところです。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 区域内の住民の方も、理解された上で、ぜひ意識を高めていただいて、今後とも景観に合ったまちづくりを進めていただければと思います。

次に、近年の激甚化、頻発化する大雨により、これまで安定していた地盤においても土砂崩れなどが発生し、人工的に造成した盛土や宅地において人的被害につながる災害が発生していることから、本年4月30日より、宅地造成及び特定盛土等規制法、盛土規制法と申しますが、が施行され、本市の全域が規制対象になりました。

特に宅地造成等工事規制区域においては、盛土の高さが1メートルを超える工事、切土で高

さが2メートルを超える工事や、盛土または切土をする土地の面積が500平米を超える工事も対象になり、県知事の許可が必要になります。

一方、景観法に基づく全区域における届出対象行為では、のり面の高さが2.5メートル以上で面積が3,000平米を超えるもの、開発行為や土地の形質の変更行為が対象になっています。

盛土規制法による許可基準は広く周知されていることから、景観法に基づく届出対象行為も同一基準にすることで、届出基準などが分かりやすく、広く周知が図られ、実態に応じた届出件数になるのではないかと思います。

盛土規制法による許可基準と同一基準にすべきではないかと思いますが、技監のお考えをお伺いします。

○内谷邦彦議長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 盛土規制法と景観法はそれぞれ異なる目的を持つ法律ですが、私たちの生活環境を守り、さらによくしていくという点で共通点がございます。

盛土規制法は、国の法律で、災害防止を主眼として、危険な盛土を規制することで安全な土地利用を促進します。一方、景観法は、市の条例で、良好な景観の形成を通じて地域の魅力を高め、生活環境の向上を目指します。

2つの法律は、単独で機能するだけでなく、それぞれの専門性を生かして連携することでより包括的な地域づくりが可能になります。

例えば景観法では、景観計画区域内での開発行為に対して届出義務がありますが、この中には盛土を伴う行為も含まれます。宅地造成や大規模な盛土を行う際には、盛土規制法の安全基準と同時に、景観法に基づく斜面の高さや緑化に対する景観計画を定めることとなります。

このように、盛土規制法と景観法は、土地の安全性を確保しながら、地域の魅力的な景観を創造、保全するという共通の目標に向かって連携しておりますので、届出対象行為を同一基準

にすることで、浅野議員おっしゃるとおり、届出に関する周知が図れる面はあるとは思われますけれども、長井市の景観計画は、山形県ほか、県内市町村を参考に景観計画策定委員会において基準を設定し、条例化しております。また、建築確認や陸砂利採取などの申請時、2つの法についての説明も行っており、件数について滞っているという実感はございません。両法律を同一基準にすることは、景観法において必要以上に規制をかけることにもなり、現行のとおり、おのおのの法令基準で届出いただくことで、目指す地域の姿が形成されると考えております。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 技監のおっしゃるとおりであります。盛土規制法の担当者、県の担当者とのコミュニケーションをもっと深くしていただいて、あちらに届出あった内容で、こちらの景観法に届出が必要となるような行為については、こちらのほうに連絡していただくとか、そういった協議を行って、届出漏れのないようにぜひ今後ともしていただければと思います。

この事項の最後に、市長にご質問します。

本市では、平成30年2月に最上川上流域における長井の町場景観として、国の重要文化的景観に選定されました。それにおける重要な構成要素として、小河川、道路、橋梁、町並みや建造物などが認められ、それが選定されたものと思います。今後とも町場景観を保全しつつ、市民、事業者への啓発、情報発信を進めることにより、意識の向上を図るとともに、景観活動を支援するなど、景観を重要視したまちづくりを進める必要があるのではないかと思います。本年度から事業着手した第4次都市再生整備計画事業では、ウォーカブルなまちづくりを目標に進められることから、景観まちづくりとして進めていただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

あわせて、本町通り街路事業に沿って景観重

要地区を指定していますが、駅前通りも街路事業に着手していることから、駅前通りの街路事業沿いについても景観重要地区に指定すべきではないかと思います。また、重要文化的景観区域においては、駅前通り周辺が指定されていないところから、景観まちづくりを進める上で宮区域、小出区域を区別せず、一帯を重要文化的景観区域に指定すべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野議員からは、景観まちづくりについてということで一連のいろいろご提言、ご質問などいただきましたけれども、これは浅野議員が現職の職員でいらっしゃったときに、中心になって進めてこられたと思うんですが、相対的なこと申し上げますと、当時と相当、状況が変わっていると。それと、その後ご質問にあった平成30年ですね、平成29年度に重要文化的景観の認定をいただいたんですが、計画をつくるということは、それなりに大変なんです、それを実行するというのは、その数倍難しいです。ですから、今もう時代がかなり変わって、ご承知のとおり、よく数字として上げているのは2050年の人口なんですけども、2050年、これから25年後ですけども、置賜の米沢と南陽、長井は減少率が三十五、六、七%ぐらいなんです。ところが、周りの白鷹、飯豊、小国、川西は50%前後なんです。それぐらい人が減るんです。そのときに、なぜ私ども駅前通りもあえて頑張っって県に認定いただいたかと。

本町の街路事業は残念ながら、私は失敗だと思っています。結局あれだけすごい手間をかけて、商店街の人たちも苦勞されたと思うんですが、商店街は全く人通りゼロです、ほとんど。ある一部のところで頑張っている商店には行きますが、ほとんど人歩いていない商店街になってしまったと。ですから、それぐらい時代変わったと。今後、駅前通りをどう考えるかという

を含めて、景観計画をつくったのは意義あることで、私ども長井市は、これからスモール東京、スモール仙台、リトル山形を目指しているわけではないんです。これから中心市街地の活性化という基本計画を、総理大臣の認定を受けて、ずっと頑張ってきているわけです。それによって、いろんなメリットもあったんですが、つまるところは都市機能のある程度、それから飲食、また様々若い人たちが、子供からお年寄りまで楽しめるようなまちをつくるには、別にまねをするということではなくて、長井独自のまちづくりをしなくてはいけない。そういう意味では景観まちづくりなんです、でも、その景観が非常に厳しくなっていると。

今回、ウオーカブルシティもやっどです。なかなかウオーカブルシティなんて認めてもらえないです。今の段階で、第4次の都市再生整備計画の中で、そこでなぜ評価してもらって、認めてもらったかと。要はまちづくりNPOセンターさんを中心として、若い人たちが進めてきたまちめぐり美術館なんです。それをヒントに、我々ウオーカブルの中で確かに重要文化的景観を構成する建物ありますよ。そんなもの見に来ないですよ誰も、それだけでは。だって、見て終わりでしょ。しかも周りが全部、昭和とか最近の建物もいっぱいあるわけです。あと景観だって普通に電柱立っていて、アスファルトで水路も見えないし、それでは駄目でしょ。それには相当いろんな手続をして時間かけてやるしかないんです。したがって、浅野議員からいただいたことは大変ありがたいんですが、これをどういうふうにして実現するかというところで、ぜひご提言をいただきたいと。

なお、ウオーカブルについては、おかげさまでミニ美術館つくるということについては、非常に文化庁からも国土交通省からも評価してもらっています。ただ、これをいかに実現するか。これ難しいです。実際にミニ美術館を4つぐら

いつくりたいんですが、それ相当お金かかります。空き家、空き店舗、この貸し借りなんかも今まで市で進めても、あと、地元の不動産屋さんにはなかなか協力してもらえないと。ですが、地域おこし協力隊の方が一生懸命やってくれたので、大分整理つきました。あとはやってもらう人です。あとはそれを整備する、リノベーションするやり方をどういうやり方でやるかです。そういったところなども整備しながら、あと残り4年間でそっちもやんなきゃいけないです。

ただ、スポーツ公園みたいな河川敷と、それともう一つは、面的整備はやります。そのときにヒントになるのは長井の重要文化的景観と、あと景観法に基づいた長井の景観です。でも、こちらについてほとんど関心ないんです。宮・小桜街区まちづくり協議会もほとんど関心ないですね。期待してやったのですが、もう全然反応ないので、こちらから全てやらないと動かないのかなと。

それぐらい長井の民間の皆様は厳しい状況です。行政が声かけても応えてもらえないわけですから、こういう補助事業できますよと言っても全く無関心ですね。土地の所有者は、いや、うちは土地だけ貸せればいいんだと、そんなことは市で勝手にやればいじゃん、協力はしますよと、土地を貸すのはね。こういう感じですから、誰も投資しないんです。ですから、そういう状況を踏まえて、ぜひ非常に厳しい状況にあるということをご理解の上、ご提言いただければありがたいと思います。

では、さっとお答え申し上げます。

議員から3点ほどいただきましたので、まず1点目の第4期都市再生整備計画では、丸大扇屋や小桜館など、文教の杜エリア周辺でまちなかの周辺を促進し、歩きたくなるまちづくり推進を目的としています。計画の中で宮・小桜街区周辺の整備あるいは道の駅東側の河川公園整備等の事業を盛り込んでおりますので、その地

点も目的地または立ち寄り所としてつないでいくことで、複合的な魅力を創出して、まちなか歩きの観光や芸術文化を堪能できる、そういった重要文化的景観の要素も組み入れた様々な機能を持つ都市機能にしていきたいと思います。景観計画の中でも重要文化的景観区域の宮区域は、観光文化交流課が普及事業等を実施するなど、力を入れているエリアになりますので、景観まちづくりとして魅力的な景観の創造、保全につながる事業を検討してまいります。

2点目のところでございますが、浅野議員ご指摘のとおり、景観が一新される街路事業の契機を捉えて、駅前通りの街路事業沿いを景観重要地区へ指定し、町並み形成を図るといった方法は大変効果的であると考えております。景観重要地区への指定については、本町街路事業の場合とは異なり、駅前通りは先ほど青木技監からありましたように、土地の形状等によりセットバックができない事情があることから、景観の整備よりも、まずはどのように建築するかということについて検討していく必要があります。街路事業と併せて現在、再開発事業の検討を進めているところでございますので、概要が見えてきてから、景観重要地区への指定を検討してまいりたいと思います。

最後の3点目でございますが、ご質問の駅前通り周辺としましては、主に駅前通りの街路事業沿いと景観重要地区、これは本町と栄町の周辺地区の2つのエリアが想定されます。駅前通りの街路事業沿いについては、駅前通りまちづくり協議会が令和7年にまちづくり計画書を策定し、その中で長井の玄関口としての川づくりや防災対応力の強化等を主な内容としたまちづくりの方針が示されており、また、景観重要地区については、まちづくり協議会の中で町並みづくりのルールとして検討されてきた屋根は陸屋根、門構えのファサードなどの景観形成基準なり、商店街らしい町並みを目指すものとなっ

ています。一方で、重要文化的景観区域については、長井市の市街地の成り立ちのもととなる町場としての、今も多くの店舗住宅や水の流れを残す宮地区、小出区域、またはこれらの地域の流通往来を担い、長井の発展を支えてきた最上川区域を併せた区域とし、今まで引き継がれてきた景観を保全することに重きを置いています。

保存すべき景観があり、文化庁に文化的景観の選定申出を行うためには、景観法と文化財保護法の制度が連動しておりますので、まずは景観法に基づく景観計画の中に景観区域を定めることとなります。重要文化的景観区域は、駅前通り周辺を取り囲む形になっているため、一帯として地区指定するという案も過去に検討されましたが、それぞれの区域の目指す姿が異なっており、一帯としての地区指定を見送った経過があることから、まずはおのおのエリアに最も適した位置づけ、地区指定で景観づくりに取り組んでまいります。

なお、重要文化的景観というのは結局変則なんですけども、あれは文化庁のヒアリング等をいろいろして、本町、栄町は対象にはなりません。そういう建築物がないんですね。それから、江戸時代末期から明治の初めぐらいの景観を形成した舟運のまちづくりと聞いていますかね、それが残っていないので、もう全く該当しない。

なお、重要文化的景観を指定いただいたことによって、かなり厳しいです。例えば文化会館のあそこの建物なんですけど、あれはもう重要文化的景観のエリアに入っているわけですね、小出の船着場の。そうすると、あの色がそんなもの、江戸時代、あんな色なかったらうみたいと言われて、もう駄目だと。何回も言われたのを説得して、あの色。あれは黒獅子まつりの紺青色ですよ、それすら認めようとしなかった。どれぐらい、規制加えるか。そういう指定でもありますので、なかなかこれから考えたときに、

慎重に話し合わなくてはいけないと思っています。

長くなりました。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 大変詳しく説明していただきました。住民の意識が薄いというのは私も感じておりました、それを高めるために、これからいろいろな施策を講じていただければと思います。

次に、2番目の質問に移ります。ライフスポーツ推進についてご質問します。

国は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4年度から令和8年度までの第3期スポーツ基本計画を策定しました。5年間で計画的に取り組む施策では、スポーツによる健康推進、スポーツによる地方創生まちづくりなど、12項目を目指しています。本市では、第六次総合計画における、令和6年度から令和10年度までの前期基本計画の中で、生涯スポーツの目標として健康づくりの基盤となる市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまちを掲げ、誰もがスポーツを楽しむことができる機会の創出とスポーツ施設の充実を掲げています。

まず、その前期基本計画の中で長井市スポーツ振興計画を策定するとしていますが、いつ策定されるのか、健康スポーツ課長にお伺いします。

○内谷邦彦議長 菊地千賀健康スポーツ課長。

○菊地千賀健康スポーツ課長 第六次総合計画では、令和6年度から10年間の個別計画として長井市スポーツ振興計画を策定する予定でございましたが、現在の進捗状況につきましては、これからの策定となります。策定に当たり、市民の皆様からのご意見、ご要望をお聞きする機会を設けたいと考え、ウェルネスの視点に立ったアンケート調査を実施し、進めてまいりたいと考えております。今年度から3年間、第2世代交

付金を活用し、令和6年10月に包括的協定を結んだ立教大学スポーツウエルネス学部からアドバイスをいただき、スポーツ団体と協議を重ねながら、スポーツウエルネス、中学校の部活動の地域展開等について取り入れた内容になるように、来年度から本格的に策定に向けて準備を進め、令和9年度の策定を現在では予定しております。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。なかなかそういった説明を今まで聞いていなかったのので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

次に、令和4年度までは市民スポーツ大会として7種目の競技が実施されていましたが、令和5年度からはライフスポーツ推進事業として取り組んでいます。しかし、そのスポーツ大会は旧態依然の競技種目による取組のようですが、ライフスポーツ推進事業とした目的について、改めて健康スポーツ課長にお尋ねします。あわせて、ライフスポーツとは健康スポーツ課長としてどのように捉えているのか、2点お伺いします。

○内谷邦彦議長 菊地千賀健康スポーツ課長。

○菊地千賀健康スポーツ課長 令和4年度までの市民スポーツ大会は市直営で行ってまいりました。しかし、令和5年度から一般社団法人長井市スポーツ協会へ業務委託をすることになりまして、その際、委託するときの事業名として、ライフスポーツ推進事業となりました。

続きまして、ライフスポーツの捉え方につきまして、生涯スポーツ、生涯にわたって身近な生活の場にスポーツを取り入れていくことと考えております。長井市第六次総合計画においても、スポーツ分野の目指す姿と位置づけておりますが、年齢や性別にとらわれず、多様なライフスタイル等の変化に応えるため、体力や興味等に応じて、いつでもどこでも誰でもいろいろな形でスポーツに親しめる姿であると考えてお

ります。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 生涯スポーツに、市民ひとりスポーツになるようにぜひ取り組んでいただければと思います。

時間の都合がありまして、一つ飛ばさせていただきます。

基本計画でも掲げていますが、健康づくりの基盤となる市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまちにするには、市民スポーツ大会の開催を市スポーツ協会へ委託するだけでは、市民ひとりスポーツとして浸透しないのではないかと思います。ニーズの高いスポーツ教室や各地区コミセンとの連携なども必要になると思います。健康スポーツ課長のお考えをお尋ねします。

○内谷邦彦議長 菊地千賀健康スポーツ課長。

○菊地千賀健康スポーツ課長 今年度から3年間、第2世代交付金を活用し、市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまちの実現に向けて、参加意欲を高める教室やイベントの企画、実施、市民のスポーツ推進に向けた助言と実技指導など、長井市のまちスポーツクラブ事業のコーディネーターとして業務委託をしております。現在の組織体制を強化するためには、時間は要しますが、市民の参加が得られる運営手法の確立と体制づくりを目指していくとともに、委託業者は、各コミセンとの連携も考慮に入れてお聞きしております。

今年度は健康スポーツ課として、運動参加のきっかけづくり事業として健幸学校事業に取り組んでおります。ノルディックウォーキング教室に参加された方の自主グループができ、週1回集まって健康づくりをしておりますし、水中運動教室やその他の運動教室への参加には、スイミングセンターや花のまちスポーツクラブを紹介し、運動の継続につながるよう働きかけております。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。ぜひ取り組んでいただければと思います。

この質問の最後に、市長にお伺いします。

先月中旬、内谷市長が体調の不良を訴えて、鶴岡市の荘内病院に入院されました。2週間ほどで退院され、出張にも支障がなかったようで安心したところです。年齢も私と1学年違いであり、あまり無理をせず一層健康に留意され、市長業務に携わっていただければと思います。

それでは、第六次総合計画において生涯スポーツの目標として、健康づくりの基盤となる市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまちを掲げ、誰もがスポーツを楽しむことができる機会の創出とスポーツ施設の充実をうたっています。ぜひスポーツを楽しむ、健康で元気なまちづくりを推し進めるための施策に取り組んでいただきたいと思います。現在行っている取組だけでは、市民ひとりスポーツの実現は難しいのではないかと感じています。トレンドスポーツの機会をつくったり、ニーズの高いスポーツであれば各世代ごとのスポーツ大会にするなど、誰もが参加してみたい楽しむスポーツの機会創出に見直しを図るべきではないかと思っています。そのスポーツの中で、ピククルボールを普及してはどうかと思っています。

ピククルボールは1965年、米国で発案され、日本ではここ数年でトレンドになっており、今年6月にはピククルボール協会が設立になりました。バドミントンと同じ広さのコートでパドル、ラケットですけども、ボール、プラスチック製です、をネット越しに打ち合う競技としてテニス、卓球、バドミントンの要素を持っており、未経験者にも興味を持っている方が多いようです。ラケットやボールが大きく、ネットの高さが低いことで初心者でもラリーを続けやすいとのこと。私もまだ経験がありませんが、各体育館においても競技が可能であり、気軽にでき、各年代層にも興味を引くことができる注

目のスポーツの一つだと思います。まずは花のまちスポーツクラブなどを通して、スポーツ教室を開催してはどうかと思います。健康でスポーツを楽しむ元気なまちを目指して、ぜひ市長にも体験していただきたいと思います。市長の見解をお伺いします。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野議員からは健康のこともご心配いただきましてありがとうございます。私がスポーツとかウェルネスのこと言える資格はないのですが、非常にスポーツ振興は難しいなと思って、正直困っています。誰に相談していいか分からない、職員のほうも分からない。スポーツ協会のほう、せっかく設立いただいて、市内のスポーツ施設の指定管理なども全部お願いしよう。あと組織上、事務局長みたいな形で、体制づくりをしてもらう人なんかも必要なんではないかということで、状況によっては、そういう人件費なども支援しなくてはいけないということのいろいろな声は上げているんですが、なかなか実現に至っていないくて、あと花スポさんは花スポさんで頑張っているんですけど、学習プラザということもあって、ほとんど意見交換もしたことない状況ですので、だから、私もこういう状況になるんだと、改めて思っておりますので、今後ぜひ市民ひとりスポーツと、あと、せっかく健康とスポーツを一緒にしたということはスポーツウェルネスなんです。それとはまたスポーツ振興の中では競技スポーツとしての技術向上とか、あと長井市からは歴代、いろんなスポーツ選手が輩出されているわけなので、そういった方々もこれから続くようなスポーツ振興をしなくてはいけないと思っています。

そういった中で、議員からいただいたピククルボールですね。これについて、私も全く存じ上げていなかったのですが、アメリカ発のラケット競技として近年話題になっているというこ

とで、都市部を中心に楽しむ人が増えていると伺っております。2年前から長井市のほうでもスポーツ推進員が中心になって、委員研修などで実践されているということをお聞きしていますし、令和5年度から花スポのワンデーフェスタのニュースポーツ体験コーナーでピククルボールのコーナーを体験されている方もいらっしゃると聞いておりますので、これ一つの例でしょうけれども、ピククルボールに限らず、多くの市民が楽しめるスポーツを、そしてスポーツ振興をどうしていくかということと、スポーツ施設のいよいよ、今まではそんなに行けなかったんですが、その施設改修とか、そこが大きな課題かなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 体を動かすことによって健康が維持されると私も思っていますので、週に最低1度ぐらいはスポーツに親しんでいただければ、健康は維持されるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

ピククルボールは、コロナ禍で少し普及ができなかったんですが、コロナ禍が明けて大分、全国的に普及しているようで、長井市でもやっている方がおられると初めて聞きました。ぜひスポーツ教室等で体験できるような場をつくらせていただければと思います。

最後の質問は、置賜生涯学習プラザの改修計画についての質問をします。

先ほどの質問と関連しますが、置賜生涯学習プラザについては、今年度の施政方針において生涯スポーツ、健康づくりの拠点として、また、指定避難所として多くの市民が利用している置賜生涯学習プラザの老朽化対策として、令和6年度に総合体育館屋根改修、アリーナ照明更新工事を実施し、必要とされる体育施設機能、避難所機能の回復を図り、令和7年度は具体的な長寿命化計画策定に向けた調査を開始するとし

た内容になっています。また、3種公認の陸上競技施設や多目的広場も隣接しており、まさしく本市のスポーツの拠点施設だと思います。その拠点施設にふさわしい充実した施設になるよう、早期に全体の改修を行っていただきたいと思いますが、今後の改修計画について、市長にお伺いいたします。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今年度は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用しまして、生涯学習プラザの劣化状況調査及び劣化度の評価を行いまして、長寿命化計画策定に向け、建設コンサルタント業者に委託をしております。現在のところ、事業者より報告いただいた調査結果を基に、今後、施設の長寿命化に向けた改修工事、内容、工程、財政計画を検討して、計画策定に向けた作業を行ってまいります。

生涯学習プラザは、大きく学習棟とアリーナ、プールに区別されます。その中で、プールをどのようにしていくかという方向性を決める必要がありますが、唯一のプールになっておりますので、これを使いながら改修というのはなかなか難しいなということで、これらの方法も検討してまいりたいと思います。プール会員が600名ほどいらっしゃいますが、いながら工事での対応は可能なのか、また、塩素を使用するため、長寿命化を図っても、建物自体の劣化を深めてしまうということも思料されます。まずはプールの方向性を明確にした上で、財政計画を見つづ、現在策定中の公共施設等総合管理・整備計画の計画期間内で改修工事を終了したいと考えております。

来年、令和8年から10年計画は2期目の公共施設等整備計画ですね。その中で学習プラザは竣工が平成元年だったと思うんですね、昭和のときに着工して、基本、学習プラザを終えますと、全て昭和の時代に造った建物は、学校は改築とか新築はしていませんけどね。あとコミセ

ンとか児童センター、それらを除いては、これで終わりです。あとスポーツ施設がどうするかということと、小学校、中学校、それからコミセンと児童センター、これらが次の10年計画ということになると思っております。

なお、置賜生涯学習プラザは、スポーツだけではないということで、できれば市内のいろいろな団体からの意向などもお聞きしたいと思えますし、さらにはせっかく立教大学のスポーツウエルネス学部の沼澤先生、長井出身なので、沼澤先生からもいろいろご意見をいただきながら、合宿の機能もあったんですね。

そういったこととか、基本は長寿命化ということで、新しい機能をやるということはなかなか難しいんですが、あと理論立てですから、その新しい機能に少しなりつつあるような部分も認められるところまでは、付加していかないと、多分この後20年また使わなくてはいけないわけですから、それが有効に使えるような施設にしていきたいと思っております。スポーツの拠点、健康づくりの拠点として、市民の皆様に利用していただけるように、来年度は実施設計を行って、令和9年度より工事に着手できるようなスピード感を持って進めていきたいと思えますので、ぜひまたいろいろご意見をいただくような機会を設けていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 早めに完成できるように期待したいと思います。

市長もご存じだと思いますが、体育館のエアコンが全く効かないということで、冬の観戦者は非常に大変なんです。多分、真夏も大変だと思いますが、その部分、エアコン関係を早めにしていくというのは長寿命化計画の中で可能になるのか。市長の分かる範囲で結構ですから、どうでしょうか。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 まずはエアコンの機能ですが、長寿命化の対象になるかどうか、一応あったんです。ただし、ちょっと中途半端な施設。あとはあそこも少しジム機能といいますか、そういったものもあったわけですから、それがどれぐらい認められるかなんですが、エアコンについては認められなくとも、これは何らかの形で、例えば最悪でも地域活性化事業債ぐらい使って、長井市の防災拠点なんです。ですから、最終的にはあそこの学習プラザの運動公園とか競技場もありますよね。あれも全て、例えば、いざというとき、仮設住宅を造れるようにということで、オールシーズンのコートにできなかったわけで、ですから、そういう意味であそこは最終的には、長井はもちろんですが、西置賜の核になる防災拠点だと思っております。それにふさわしい機能もつくりたい。おかげさまで冠に置賜とついているので、起債などについても最悪、最低限の地域活性化事業債は使えると思っておりますし、それらもひっくるめて、あと必要な機能などをぜひお寄せいただいて、どこまでできるか、これは、あとは交渉次第だと思いますが、なかなかできない大規模改修になる、しかも最後の大規模な改修になると思えますので、しっかりと利用される方が期待して満足できるような施設にしていきたいと考えています。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。ぜひエアコンの関係については早めに機能できるような施設にしていいただければと思います。

あともう1点ですけども、学習プラザには宿泊機能もあるんですけども、せっかくの陸上競技場を活用する意味でも、合宿所にできるような施設も今回の長寿命化ではできるのか分かりませんが、その辺の考え方を市長にお伺いしたいと思います。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野議員おっしゃるように、ポ

イントは、もともと合宿できるようになっていたんですね。ですから、それは、きちんと今の時代に合ったような施設にするということはもちろんだと思っています。地元のいろんなスポーツチームはもちろんですが、場合によってはどっかの合宿、大学とかの合宿とかでも使ってもらえるぐらいのそういった機能を備えていると思うんですね。多分プールも残念ながら50メートルプールできないですよ、25メートルだったんで。だとしても、陸上競技場、あとは多目的グラウンドとか周辺もランニングできる、ジョギングできるようなスペースもありますので、そここのところはぜひきちっと努力してかなえていきたいなと思っています。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 失礼しました。

いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。これで終わります。

○内谷邦彦議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時5分といたします。

午後 2時44分 休憩

午後 3時05分 再開

○内谷邦彦議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行します。

鈴木悟司議員の質問

○内谷邦彦議長 順位5番、議席番号5番、鈴木悟司議員。

(5番鈴木悟司議員登壇)

○5番 鈴木悟司議員 それでは、本日最後でござ

いますので、よろしく願いを申し上げます。清和長井の鈴木悟司でございます。令和7年12月議会の一般質問として3つの質問をさせていただきます。

全国では、今年、熊による死者数が過去最多を更新しております。熊本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域で熊が人里に侵入し、人身被害が増大しており、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっています。長井市においても、人の生活圏に毎日のように出没しており、野外拡声装置による熊出没に関する注意喚起放送が流れております。長井市のLINE情報でも、連日のようにスマートフォンに送られてきておりました。人の生活圏においては出没した熊を確実かつ迅速に排除するとともに、その周辺地域においては、出没を防止するための捕獲等を強化することで個体数の削減を図る必要がありますが、猟友会や関係者の皆様には連日の出役に感謝いたしたいと思っております。

質問でございますが、長井市の有害鳥獣に対する対応についてお伺いいたします。

国による熊被害対策パッケージが策定され、段階的に実行するとされています。国土交通省の対応として、長井市小出の最上川河川敷で河川における出没対策のため、樹木の伐採が行われたようですが、その他、今後の支援について、市長にお聞きいたします。

熊による今年度の農作物の被害についてお伺いします。熊は、一度見つけた餌となり得る農作物は忘れないそうです。私の住む九野本川窪地区でも、熊の食害が発生しました。熊は敷地にある梨の木に登り、全ての梨を食い尽くしました。リンゴの木も数本ありましたが、熊はそのときは手をつけずに行ってしまったそうです。猟友会の方からリンゴが熟す頃にまた来ると言われたため、熟していないリンゴを全て処分してしまったそうです。把握できていない被害も